



検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があって、裁判所に対応して置かれているんだよ。

そうなんだ



最高検察庁

1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判に対し上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁

8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が6か所(九州では、宮崎と沖縄)にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判に対し控訴された事件などを取り扱います。

地方検察庁

50庁(支部203庁)

地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が203か所(県内では、玉名、山鹿、阿蘇、八代、人吉、天草の6か所)にあり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁

438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所(県内では、熊本、宇城、御船、玉名、荒尾、山鹿、阿蘇、高森、八代、水俣、人吉、天草、牛深の13か所)にあり、比較的軽微な事件を取り扱います。

イベント 模擬裁判 ～私立尚絅高校～

1月28日、検察庁において尚絅高校の1年生の生徒さんによる放火事件を題材とした模擬裁判を行いました。当日は、検察官役や弁護士役の生徒さんたちの熱心な演技が繰り広げられ、「有罪」か「無罪」か、また、どのような刑にするのかについて、傍聴していた生徒さんも一緒に議論を尽くし、多数決により、「有罪」となり、「懲役3年、4年間執行猶予」の刑にするという結果になりました。

模擬裁判の様子



法教育授業 ～熊本市立健軍東小学校～

2月8日、熊本市東町の健軍東小学校において、同校の6年生の生徒さんに対して、「ルール」に関する授業(法教育)を行いました。

今回の授業は、「車の左側通行」を題材に、仮想の道路を作り、生徒さんが車役となって、実際に通行してもらった実験をやったり、車が左側通行するというルールが必要なのかなどについて、グループ討議や意見発表をしてもらいました。

授業の様子

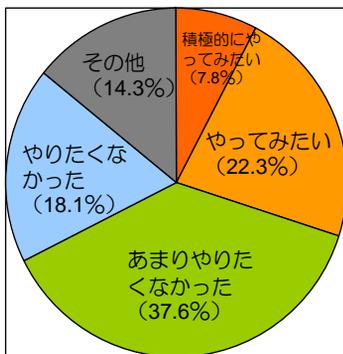


裁判員制度 について - vol.3 -

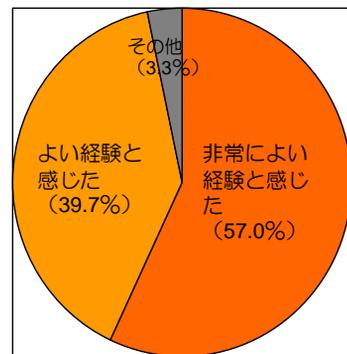
裁判員に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想

裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった」または「やりたくなかった」と回答された方が合計55.7%もおられました。が、裁判員として裁判に参加した後では、合計96.7%の方が「非常によい経験と感じた」または「よい経験と感じた」と回答されており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していたことがうかがえます。

(裁判員に選ばれる前の気持ち)



(裁判員として裁判に参加した感想)



※「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成21年度)」最高裁判所資料



被害者保護と支援のための制度について

犯罪によって傷ついた被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。そのための制度として、例えば次のようなものがあります。

- ・ 捜査機関に被害届を提出して被害を申告したり、犯人の処罰を求めて告訴することができます。
- ・ 事件の処分がどうなったのか、裁判はどのように進んでいるのか、どのような判決がなされたのか、犯人が刑務所からいつ出所するのかなどについての情報を知ることができます。
- ・ 性犯罪などの被害者の方の氏名等については、明らかにしない方法で裁判が行われます。
- ・ 一定の事件において、裁判の中で、事件についての意見を述べたり、証人や被告人に対して質問したりすることができます。



法律が変わりました！ -公訴時効の改正-

みなさんは、ニュースなどで、「事件発生から〇年が経過し、時効が完成した」とか「時効直前で犯人が逮捕された」などと聞かれたことはありませんか？

この「時効」のことを「**公訴時効(こうそじこう)**」と言いますが、これは、犯罪が終わってから一定の期間が過ぎると、たとえ被疑者(犯罪を起こしたという疑いのある人)が判明しても、起訴(裁判にかけること)ができなくなるという制度です。

この制度については、被害者のご遺族を中心として、「殺人等の人を死亡させた犯罪については、より長い期間にわたって刑事責任を追及することができるようにすべきだ」という声が高まってきたことから、平成22年4月27日に、人の生命を奪った罪の一部の公訴時効が改正されました。

改正後の公訴時効期間

- ・ 人を死亡させた罪で、死刑に当たるもの(殺人、強盗殺人など)
25年(改正前) → 公訴時効なし
- ・ 人を死亡させた罪で
 - ① 無期懲役・禁錮に当たる罪(強制わいせつ致死、強姦致死など)
15年(改正前) → 30年
 - ② 長期20年以上の懲役又は禁錮に当たる罪(傷害致死、危険運転致死など)
10年(改正前) → 20年
 - ③ ①、②の罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪(自動車運転過失致死、業務上過失致死など)
おおむね5年(改正前) → 10年

あ と が き

平成22年度の熊本地方検察庁新聞「ヒーゴタイムズ」も本号で最後となりました。1年間読んでいただきありがとうございました。検察庁に関することについて、理解を深めてもらえたのではないかと考えています。

検察庁は、これからも厳正かつ公平・公正な捜査・公判活動に真剣に取り組み、また、検察が国民のみなさまに身近な存在として、その期待と信頼に応えていくために検察庁職員が一丸となって頑張っていきたいと考えております。

まもなく、義務教育の課程を修了されるみなさんは、これから社会に出て働く人、進学する人など、それぞれの道を歩き始められますが、どの道に進まれようが、大切なのは真剣に取り組む姿勢だと考えます。みなさんのこれからの飛躍に期待しています。

検察庁では、出前・移動教室(法教育、模擬裁判など)を行っています！また、裁判員制度について分かりやすく説明したDVDの貸し出しや裁判員制度に関するパンフレットを配布していますので、活用される場合は、お問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課(広報担当)

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁

検索

